

第778回: Dictator はつらいよ、友を探す旅路

中国の習近平党総書記(兼国家主席)は11月17日、約6年半ぶりとなる米国訪問を終えた。

新聞各紙は、アメリカのジョー・バイデン大統領と習近平主席が15日、加州サンフランシスコ郊外にある歴史的な邸宅「フィロリ邸(Filoli Historic House & Garden)」で首脳会談を行い、軍事対話を再開することで合意したと報じているが、このイベントの白眉は、バイデン大統領が記者会見の壇上から降りる際「習主席が独裁者だ」という見方はいまま変わらないのか?と記者から問われたときの答弁だった。

“Look, he is. He’s a dictator in the sense that he’s a guy who runs a country that is a communist country that’s based on a form of government totally different than ours”

- ◆ 見て下さい、そのとおりです。(習近平主席)は、われわれとは全く異なる政治形態に基づく共産主義国を率いる人物という意味で、彼は独裁者です

バイデンの「習近平独裁者説」に対し、中国外交部の女性報道官・毛寧は定例会見で、バイデン大統領を名指しすることは避けた上で、「この発言はひどく間違っており、無責任な政治的操作だ」と反発した。

一方、バイデンの幕僚のプリンケン国務長官は、独裁者発言の瞬間に手を握り締め、眉間に皺を寄せ、辛そうな表情を見せた様子がしっかりTV画像に映っており、国際政治の複雑さを垣間見た気がした。

それにしてもバイデンさん、一国の指導者を「runs a country」と呼ぶとは。名画カサブランカで主人公がYou'll excuse me, gentlemen. Your business is politics, mine is running a saloon. (私は単なるバーの経営者に過ぎない)と云ったセリフを思い出す。

閑話休題、11月17日前後のサンフランシスコ近辺は、APEC首脳会議、(中国抜き)米主導の新経済圏構想「インド太平洋経済枠組み(IPEF)」協議、そして、世界中から集まった関係各国による2か国間会談など、多数のバイラテラル(二国間)と、マルチラテラル(他国間)が交差する国際会議の場となった。

習近平主席が、デカップリング問題などで対立する米国との首脳会談に応じたのはホスト国への儀礼もあったとして、福島原発の処理水問題や日本人ビジネスマンの拘束問題等で対立する日本との首脳会談にも応じたのは、中国経済が失速寸前の状況にあるからだ。こんな窮状下、外交関係を好転させることで最大の経済効果が期待できる国は日米両国のみだと中国は判断したようだ。

もちろん中国は「非同盟外交」の歴史的背景を継承しており、大国のみならず発展途上国との外交も重視するスタンスを一貫して維持しており、今回も、米中会談、日中会談だけでなくメキシコ、ペルー、フィジー、ブルネイ等ともバイラテ会談を行った。

一方、ややこしい諸問題があって、中国との関係が冷え切っている韓国やカナダとは首脳会談行わず、APEC会場での立ち話や挨拶程度に止め、会談相手を意図的に選別することにより、各国に秋波を送ったり、威圧したりするなど「中国の特色ある」外交活動を展開した。

習近平主席は参加したいいくつかの会議で、「中国は、他国に取って代わるつもりはない。中国は、平和的発展の道を堅持する」、「人類運命共同体の理念の下で、恒久平和や共同繁栄、開放と包容の世界を築く」などと、誰もが否定しようのない美辞麗句で構成された理念的表現を連発し、世界各国からの信頼回復につとめたい考えをPRした。

中国は、各国のデカップリング政策の高まりや、不動産市場の悪化などにより、景気減速感が一段と高ま

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

っていることに危機感を抱きはじめており、現状を打開するためには「背に腹は代えられない」と割り切り、これまで(改革開放派の李克強前首相の方針を無視し)習近平政権があまり積極姿勢を示してこなかった「外資導入」を、極めて重要な政策と位置付けるようになってきた。大きな方針転換だ。

中国は 1978 年、当時の最高指導者・鄧小平が「改革開放政策」を打ち出し、真っ先に外資導入の窓口として(現在の)中国中信集団=CITIC(中信銀行 00998/HK、中信証券 06030/HK など)と中国光大集団=Everbright(中国光大銀行 06818/HK、中国光大環境 00257/HK など)を設立した。

そして、爾後外国企業はこの両社などと協力し、安価な労働力と市場アクセスを求め、工場建設や M&A などを進め、これが中国の成長ドライバーとなってきた。

だが、習近平政権による覇権主義や内政問題などにより、外資が中国を嫌い始めたことから投資環境は一転、対中投資規模は近年徐々に、だが着実に下火に向かっている。今年第 2 四半期の対内直接投資額は 49 億ドルとなり、1998 年の統計開始以来、最低水準に落ち込んだ。

習主席は御存じだろうか。香港が世界を代表する国際金融センターに成長した要因として、香港が実に住みやすい街であったことが挙げられる。金融センターに必要な人材即ち優秀なバンカー(マネーセンターバンク、投資銀行)に弁護士、公認会計士、一流のシェフやホテルマンなどの Professional。彼らが行はるる Far East の極東くんだりまで移住しようとするインセンティブがあったのが香港であった。

気候はともかく、安い物価と法人税、英領香港として自由な生活環境、中華料理も美味、治安は(英領のお陰で)良好…などの要因が数多くあったからこそ、「規制だらけで、物価も高く、尚且つ成田空港が不便」な東京をすっ飛ばして、アジアの金融センターに成長したのである。シンガポールも同様だ。

だが、古き良き時代も今は昔の Prelude to Hong Kong。香港の現状は語りたくもない。

本土も「反スパイ法」などで、外国人にとって住みにくい場所となりつつある。ビジネスマンがある日突然身柄を拘束されるような事件が多発するようでは、仮令日本の大手メーカーが「中国は今後も最重要地域」と位置付けても、社内で中国勤務を希望する人材は増えるわけがない。

むかし筆者も銀行駐在員時代に、よく中国の金融当局や大手商業銀行などに招聘され、不良債権処理に関する会議などで講演する一方、銀行貸出資産の自己査定や運用方針等について議論したものだ。

だが今の時代、もし日本の駐在員に対し中国側から協力要請があっても、「不良債権処理」のように少しでも国家機密に抵触する可能性のある業務は恐ろしくて協力できない。たとえ本社命令でも、日中友好でも、あとで「国家情報を盗まれた」など難癖をつけられる可能性のある調査研究なんて怖くて、とても…。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2023 年(令和 5 年)11 月 21 日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007 年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。